

# 平成30年4月1日から障がい者を対象に 航路運賃及び路線バス運賃の割引を拡充します。

## 佐渡航路島民運賃障がい者割引のご案内

有人国境離島法に基づく国・新潟県の交付金を活用した航路運賃低廉化事業により佐渡航路運賃の島民割引を実施していますが、平成30年4月1日（日）から、新たに島民運賃の障がい者割引を実施しますのでお知らせします。

### 佐渡航路の島民（障がい者）割引運賃について

（平成30年4月1日時点の燃料油価格変動調整金を含む）

（単位：円）

| 航路 | 船種             | 大人/<br>小児 | 現行運賃<br>（片道） |       |       |   | H30.4.1に<br>新たに設定 |
|----|----------------|-----------|--------------|-------|-------|---|-------------------|
|    |                |           | 一般           | 島民    | 障がい者  |   | 島民<br>障がい者        |
| 両津 | カーフェリー<br>2等   | 大人        | 2,380        | 1,460 | 1,320 | ⇒ | 860               |
|    |                | 小児        | 1,190        | 730   | 660   |   | 430               |
|    | ジェットフォイル       | 大人        | 6,390        | 2,990 | 3,330 | ⇒ | 1,630             |
|    |                | 小児        | 3,200        | 1,500 | 1,670 |   | 820               |
| 小木 | 高速カーフェリー<br>2等 | 大人        | 3,780        | 2,630 | 2,030 | ⇒ | 1,450             |
|    |                | 小児        | 1,900        | 1,320 | 1,020 |   | 730               |
| 赤泊 | 高速船            | 大人        | 2,830        | 1,690 | 1,550 | ⇒ | 980               |
|    |                | 小児        | 1,420        | 850   | 780   |   | 490               |

### ○対象者

佐渡市民（佐渡市に住民登録している方）であり、かつ佐渡汽船株式会社の障がい者運賃割引の対象である身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方

※ 一定の要件に該当する障がい者とともに航路を利用する介護者も対象となります。

### ○利用方法

佐渡汽船きっぷ売場に備え付けてある「障がい者乗船運賃割引申込書」に所定の事項をご記入のうえ、きっぷ売場窓口に、以下のものをご提示ください。

#### 【提示するもの】

- ・「しんたいしょうがいしやてちょう身体障がい者手帳」、りょういくてちょう「療育手帳」またはせいしんしょうがいしやほけんふくしてちょう「精神障がい者保健福祉手帳」
- ・ 佐渡市民サービスカード

※介護者が割引を受ける場合は、介護者本人の「佐渡市民サービスカード」の提示が必要です。

裏面へつづく

## 佐渡島内路線バス障がい者割引のご案内

平成 30 年 4 月 1 日（日）から、市内路線バスの障がい者割引運賃について、割引を拡充し、一乗車 **200 円** を上限としてご乗車いただけます。

### 障がい者割引運賃について

（単位：円）

|                  | 現金運賃 | 障がい者割引運賃            |   |                     |
|------------------|------|---------------------|---|---------------------|
|                  |      | 現行<br>（～H30. 3. 31） |   | 新割引<br>（H30. 4. 1～） |
| 市内路線バス<br>運賃（抜粋） | 210  | 110                 | ⇒ | 110                 |
|                  | 300  | 150                 | ⇒ | 150                 |
|                  | 410  | 210                 | ⇒ | <b>一律<br/>200 円</b> |
|                  | 500  | 250                 |   |                     |
|                  | 600  | 300                 |   |                     |
|                  | 700  | 350                 |   |                     |
|                  | 820  | 410                 |   |                     |

※12 歳未満の障がい者の方も一乗車 200 円を上限運賃としてご利用いただけます。

※現金のみ割引制度を拡充するもので、回数券及び定期券は現行と変更ありません。

### ○対象者

新潟交通佐渡株式会社の障がい者運賃割引の対象である身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方

※ 一定の要件に該当する障がい者とともに路線バスを利用する介護者も対象となります。

### ○利用方法

路線バスを利用された際、降車時に乗務員へ以下のものをご提示ください。

#### 【提示するもの】

しんたいしょうがいしやてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしやほけんふくしてちょう  
・「身体障害者手帳」、「療育手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」

※写真が貼付された手帳の提示が条件です。

お問い合わせ先

佐渡市産業観光部交通政策課

Tel. 0259-63-3184

Fax. 0259-63-5125